

重要

短期入所生活介護 アットホーム諸岡 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。
令和6年8月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

要介護度		1	2	3	4	5
併設型ユニット型短期入所生活介護サービス費		743円 (704単位)	815円 (772単位)	894円 (847単位)	969円 (918単位)	1,042円 (987単位)
夜勤職員配置加算(Ⅳ)		22円/日 (20単位)				
サービス提供体制加算(Ⅰ)		24円/日 (22単位)				
機能訓練体制加算		13円/日 (12単位)				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(14.0%)		114円/日	125円/日	135円/日	146円/日	156円/日
食費	第1段階	300円				
	第2段階	600円				
	第3段階①	1,000円				
	第3段階②	1,300円				
	第4段階	1,545円(朝食400円・昼食550円・夕食595円)				
居住費	第1段階	880円				
	第2段階	880円				
	第3段階①	1,370円				
	第3段階②	1370円				
	第4段階	2,066円				
1日あたりの自己負担額	第1段階	1,180円	1,180円	1,180円	1,180円	1,180円
	第2段階	2,392円	2,474円	2,564円	2,649円	2,733円
	第3段階①	3,282円	3,364円	3,454円	3,539円	3,623円
	第3段階②	3,582円	3,664円	3,754円	3,839円	3,923円
	第4段階	4,523円	4,605円	4,695円	4,780円	4,864円

※この表は、介護保険負担割合証に記載されている1割負担の方の例です。

※送迎加算は片道195円となります。

※端数処理によって金額が変わります。

※生活保護受給者の方で「社会福祉法人利用者負担限度額軽減確認証」をお持ちの方は居住費が全額免除になります。

※老齢福祉年金受給者の方は、状況により金額が異なる場合があります。

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	生活保護受給者の方	
	第2段階	世帯全員が市民税非課税
<所得+課税年金+非課税年金> 年間所得80万円以下の方		
<所得+課税年金+非課税年金> 年間所得80万円超120万円以下の方		
<所得+課税年金+非課税年金> 年間所得120万円超		
第3段階①	第3段階②	上記以外
第4段階		

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

介護予防短期入所生活介護 アットホーム諸岡 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。令和6年8月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

要介護度		要支援1	要支援2
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス費		558円 (529単位)	692円 (656単位)
サービス提供体制加算(Ⅰ)		24円/日 (22単位)	
機能訓練体制加算		13円/日 (12単位)	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(14.0%)		84円/日	103円/日
食費	第1段階	300円	
	第2段階	600円	
	第3段階①	1,000円	
	第3段階②	1,300円	
	第4段階	1,545円(朝食400円・昼食550円・夕食595円)	
居住費	第1段階	880円	
	第2段階	880円	
	第3段階①	1,370円	
	第3段階②	1,370円	
	第4段階	2,066円	
1日あたりの自己負担額	第1段階	1,180円	1,180円
	第2段階	2,158円	2,311円
	第3段階①	3,048円	3,201円
	第3段階②	3,348円	3,501円
	第4段階	4,289円	4,442円

※この表は、介護保険負担割合証に記載されている1割負担の方の例です。

※送迎加算は片道195円となります。

※端数処理によって金額が変わります。

※生活保護受給者の方で「社会福祉法人利用者負担限度額軽減確認証」をお持ちの方は居住費が全額免除になります。

※老齢福祉年金受給者の方は、状況により金額が異なる場合があります。

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

段階	生活保護受給者の方	
	第1段階	老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市民税非課税	<所得+課税年金+非課税年金> 年間所得80万円以下の方
第3段階①		<所得+課税年金+非課税年金> 年間所得80万円超120万円以下の方
第3段階②		<所得+課税年金+非課税年金> 年間所得120万円超の方
第4段階	上記以外	

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)